



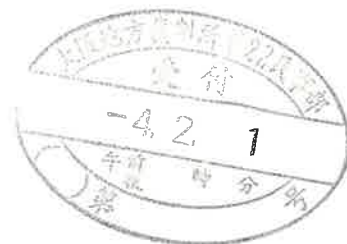
平成25年(ワ)第9521号, 第12947号

平成26年(ワ)第2109号 平成28年(ワ)第2098号, 第7630号

損害賠償請求事件

原告 原告番号1-1 外239名

5 被告 国 外1名



2022〔令和4〕年2月1日

準備書面 84

10 一被告東京電力主張の「定額賠償」などについて一

大阪地方裁判所第22民事部合議2係 御中

上記原告ら訴訟代理人

15 弁護士 金子 武 嗣



弁護士 白倉 典 武



〈目次〉

	第1	はじめに.....	4
	第2	立証負担の軽減は賠償が高額であることを意味しないこと	5
	第3	定額の賠償は裁判実務において行われおり本件においても用いられるべきで あること.....	5
	1	はじめに	5
	2	裁判実務において定額賠償の方法が用いてきたこと	6
	3	本件における定額賠償は損害類型の定型化においても金額の基準としても 合理的であること	7
10	(1)	はじめに.....	7
	(2)	家財の賠償について.....	7
	ア	定額化された理由は立証負担の軽減のためであること	7
	イ	基準となる金額は経済産業省と関係市町村等とが協議を行った上で発 表し東京電力も合理的であると認めた金額であること.....	8
15	ウ	家財の定額賠償基準は訴訟上も適切な金額と考えられること.....	8
	(3)	住居の補修・清掃費用	8
	ア	定額賠償を原則とした理由は立証負担の軽減であること	8
	イ	賠償基準は福島県の平均的な住宅の簡易な補修および室内クリーニン グ費用を参考に設定されたこと	9
20	ウ	住居の補修・清掃に関する賠償基準は訴訟上も適切な金額と考えるべき こと 9	
	(4)	交通費について	10
	ア	中間指針（乙D共1号証）の記載	10
	イ	被告東京電力が自ら策定した交通費に関する基準	10

	ウ 交通費に関する賠償基準は訴訟上適切な金額と考えるべきこと	11
4	まとめ	11
第4	同種裁判例で費目間での弁済充当が認められているとの主張について...	12
第5	世帯構成員間での流用について	14
5	1 はじめに	14
	2 二つの高等裁判所裁判例について	14
	(1) 仙台高等裁判所令和2年9月30日判決	14
	(2) 高松高等裁判所令和3年9月29日判決	15
3	被告東京電力引用の東京地裁昭和45年8月31日判決は事案を異にして	
10	おり参照されるものではないこと	16
4	ADRについて	16
	(1) 和解仲介における損害認定の実務は被告東京電力の主張とは異なること	
	16	
	(2) 総括基準3-4について	17
15	5 まとめ	18

第1 はじめに

被告東京電力は、「新弁済の抗弁」を主張するにあたって、多くの場合には実損害額を超える高い水準の賠償額となっている、あるいは、訴訟が提起された場合にまで同様の考え方で損害算定がなされるものではないなどとして、「損害項目毎に各自の個別事情を踏まえて検討した場合には、損害の発生が認められない、あるいは本件事故と損害との因果関係は認められないなど、裁判実務においては賠償されるべき損害であると通常は認め得ないケースも含めて、定型的な賠償を通じて賠償金が支払われ、結果として過剰な賠償がなされるという実情」があるとする。

しかしながら、被告東京電力が主張するような「実情」は存在しない。まず、原告準備書面83において詳細に述べたとおり、被告東京電力は、直接請求であれADRにおける和解であれ、被害者に一定程度の立証を求めており、しかも自身の納得する金額でなければ合意に至らず支払いを行っていない。被告東京電力は損害の発生及び損害額について被害者に立証を求め、損害の発生及び具体的な損害額の確定やこれら具体的検討をした上で、自らが本件事故と因果関係があると認めた損害についてのみ和解に応じて支払をしている。

また、直接請求における和解、ADRにおける和解のいずれについても、裁判実務に反しておらず、裁判実務においても賠償されるべき損害であると認められる範囲で賠償されていることもまた原告の準備書面83において詳細に述べている。

さらに、被告東京電力は、定額で賠償されている項目について、差額説に反し過剰に賠償されていると主張するようであるから、この点について補充的に本書面において反論する。本書面ではこれらに加えて、既払い金について世帯内での流用が認められるべきとする被告東京電力の主張を排斥した同種裁判例について触れる等して、世帯内での流用が認められるべきであるとの被告東京電力の主張について、反論を補充する。

第2 立証負担の軽減は賠償が高額であることを意味しないこと

被告東京電力は、共通準備書面（30）において、「旧避難指示解除準備区域旧緊急時避難準備区域及び自主的避難等対象区域内に居住していた」者についての

5 「直接請求手続を利用して賠償金の支払いを受けるまでの流れを詳述した。」とした上で、「このような手続きによる賠償であることから、損害項目ごとに各自の個別事情を踏まえて検討した場合には、損害の発生が認められない、あるいは本件事故と損害の相当因果関係が認められないなど、裁判実務においては賠償されるべき損害であると通常は認め得ないケースも含めて、定型的な手続を通じて賠償金10 10 賠償金が支払われ、結果として過剰の賠償がなされるという実情が必然的に生まれることとなる。」などと結論する（同準備書面102頁。なお、同書面の冒頭である6頁にも同じ記載がある。）。

この主張が失当であることは、原告の準備書面83において詳細に述べたとおりである。被告東京電力が述べるような「直接請求手続」の実情は、賠償額が高15 額となっていることを意味しない。本件事故によって発生した損害について類型的に把握することによって被害者の負う立証負担が軽減される場合があるというに過ぎない。

第3 定額の賠償は裁判実務において行われおり本件においても用いられるべきであること20

1 はじめに

被告東京電力は、ある損害項目について定額で賠償をすることは裁判実務に反する取り扱いであると認識しているようであるが、誤った認識である。裁判実務では、損害項目を類型化し金額を定額化することは一般的に行われており、裁判

実務が採用しているとされる差額説と矛盾するとも考えられていない。

2 裁判実務において定額賠償の方法が用いてきたこと

5 差額説に基づくとされる我が国の裁判例では、被害者が個別具体的な損害、損害額を証明するのに十分な証拠を提出できない場合であっても、損害項目の類型化とこれに割り付けられる金額の定額化、基準化、さらに平均値、統計値を用いた金額の推定を行ってきている（甲D共316号証；潮見教授の「意見書」・3頁。潮見教授は、その意見書の中でこれを「抽象的損害計算」という。）。

10 潮見教授が意見書で指摘する最判昭和39年6月24日（民集18巻5号874頁）は、事故により死亡した幼児の得べかりし利益の算定が問題となった事案である。上告人は、得べかりし利益は算定不能であると主張したが、最高裁は、事故により死亡した幼児の得べかりし利益を算定する際して、裁判所は、諸種の統計その他の証拠資料に基づき、経験則と良識を活用して、できるかぎり客観性のある額を算定すべきであり、一概に算定不可能として得べかりし利益の喪失による損害賠償請求を否定することは許されないとした。

15 すなわち、この抽象的損害計算という観点によって、賠償実務は適切な被害回復を図ってきたのである。ほかにも、交通事故事案で被害者の入院雑費、付添費用や死亡事故案件における葬儀代等が、実務上、抽象的損害計算によって解決されている。

20 また、四宮教授は「不法行為（事務管理・不当利得・不法行為中巻・下巻）」現代法律学全集（青林書院）557頁で、「将来における損害展開を、損害類型ごとに洞察された平均的・標準的な経過によって具体化し、それを基礎として損害を評価することも、もし利益状況が要求するなら、許されてよいであろう。」と述べ、「抽象的損害算定」の例として「交通事故に関し実務で見られる人損算定の部分的定型化・定額化（例、「逸失利益」の算定方法、入院雑費・付添費用の基準値、慰

謝料の基準化)」を挙げている（四宮５５８頁）。

このように、損害について類型的に把握して、実額によらない損害算定を行うことは、裁判実務においても、立証の困難さを緩和し、公平な損害分担を実現するという観点から是認されてきた取扱いである。したがって、定額賠償は裁判実務に反するものではないし、損害賠償の手法として決して不合理なものでもない。

3 本件における定額賠償は損害類型の定型化においても金額の基準としても合理的であること

(1) はじめに

本件において定額賠償がなされている損害費目について定額賠償の内容や、定額賠償が定められた経緯については準備書面８３において詳細に述べたとおりである。家財の賠償については同準備書面３５頁以下、住居の補修・清掃費用については６９頁以下で述べている。必要な範囲で触れた上で論じる。

(2) 家財の賠償について

ア 定額化された理由は立証負担の軽減のためであること

家財の賠償についての内容や定められた経緯については原告準備書面８３の３５頁以下で詳細に述べたとおりである。そこで触れたとおり、家財に関する賠償額が定額化された理由は

それぞれの被害者の皆様がお持ちの家財につきましては、様々なものがございまして、それぞれにつきまして、その価値を立証して請求をするというのは非常に困難なことだと認識しております。このため、このページにございますように、家族構成に応じた賠償額といったものを一律にお支払をさせていただくということと説明されているとおり、立証負担の軽減のためである。

イ 基準となる金額は経済産業省と関係市町村等とが協議を行った上で発表し

東京電力も合理的であると認めた金額であること

「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方について」（2012〔平成24〕年7月20日。甲D共179号証の2及び3，乙D共24号証）において
5 明記されているとおり，家財の賠償基準については，経済産業省が賠償基準の具
体的な論点について関係市町村等と協議の場を持ち，また，事務レベルの意見交
換を積み重ねた上で経済産業省から基準を公表し，さらに，その後，関係市町村
と協議や調整を行った上で，被告東京電力によって公表されたのである。

10 このように，家財賠償の基準は，経済産業省が関係市町村と協議や調整を重ね，
被告東京電力が合理的であると認めて公表されているのである。

ウ 家財の定額賠償基準は訴訟上も適切な金額と考えられること

以上のように，家財に関する損害費目については，経済産業省と関係市町村と
が協議や調整を行った上で本件事故によって発生する損害として類型的に把握
した上で，立証負担軽減のために定額化すると決定している。

15 したがって，訴訟上も，本件事故により発生する定型的に発生する損害として
家財に関する損害を類型的に把握した上で定額化することが適切であることは
明らかである。

また，本件において定められた定額賠償基準が合理的であって，損害評価とし
て損害額の下限を画する意味での推定に用いることが訴訟上も適切であること
20 も明らかである。

(3) 住居の補修・清掃費用

ア 定額賠償を原則とした理由は立証負担の軽減であること

まず，住居の補修・清掃費用を定額化した理由については被告東京電力自身

がホームページにおいて説明をしている。そこでは、「補修・清掃を実施済みの方が、領収書等を保管していない場合も想定されることから」定額化する旨述べられている。

5 このように、住宅等の補修・清掃費用について定額賠償を原則としたのは、
領収証の紛失などによる立証の困難性に鑑みて被告東京電力自身が決定した
ことである。

イ 賠償基準は福島県の平均的な住宅の簡易な補修および室内クリーニング費用を参考に設定されたこと

10 住居の補修・清掃費用を定額化した上で金額を30万円とした理由についても、
被告東京電力自身が、そのホームページで説明している。そこでは、金額を30
万円とした理由について、福島県内の平均的な住宅の簡易な補修および室内ク
リーニング費用を参考に設定したと説明されている。

 このように30万円という金額は、被告東京電力自身が金額の妥当性について
調査の上で賠償すべき金額と決定したのである。

15 ウ 住居の補修・清掃に関する賠償基準は訴訟上も適切な金額と考えるべきこと

20 原告準備書面83の69頁以下で述べているとおり、住居の補修・清掃に関する
損害費目については、まず、2012〔平成24〕年7月20日付で経済産業省が
定額30万円の賠償を行う旨公表した（甲D共179号証の2及び3、乙D共24
号証6頁）。さらに、被告東京電力自身も立証負担軽減のために定額化すると決定
し、その金額を30万円とする理由についても根拠をもって説明し賠償する旨公表
した。

 このことからすれば、訴訟上も、本件事故により発生する定型的に発生する損害

として住居の補修・清掃に関する損害を類型的に把握した上で定額化することが適切であることは明らかである。

また、本件において定められた30万円という定額賠償基準が合理的であって、損害評価として損害額の下限を画する意味での推定に用いることが訴訟上も適切であることも明らかである。

(4) 交通費について

ア 中間指針（乙D共1号証）の記載

「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」は、

避難費用のうち交通費、家財道具の移動費用、宿泊費等については、避難等対象者が現実に負担した費用が賠償の対象となり、その実費を賠償額とするのが合理的な算定方法と認められる。

とした上で、

但し、領収書等により損害額の立証が困難な場合には平均的な費用を推計することにより賠償額を立証することも認められるべきである。

とした（第3〔損害項目〕「2 避難費用」）。また、一時立入費用や帰宅費用の交通費等についても同様に考えるべきであるとした（同「3 一時立入費用」、「4 帰宅費用」）。

このように、中間指針は、交通費について実費を賠償することが合理的であるとする一方で、被害者の立証困難に対応するために平均的な費用を推計してそれを賠償することも認められるべきとしたのである。

イ 被告東京電力が自ら策定した交通費に関する基準

被告東京電力は「補償金ご請求のご案内」において、同一県内移動について

は5,000円,その他の移動については標準交通費(甲D共173号証,)の
とおり支払うとした。また,通院に関する交通費については受診1回あたり5,
000円を支払うなどとした(18~20頁)。

5 被告東京電力は,中間指針が立証困難に対応するために平均的な費用を推計
して賠償額とすることも認められるべきとしたことを受けて,自ら,平均的な
費用を推計して適切であると考えられる金額を示して賠償すること明らかに
したのである。

ウ 交通費に関する賠償基準は訴訟上適切な金額と考えるべきこと

10 中間指針も指摘するとおり,避難時,一時立入時あるいは帰宅時等の交通費
が類型的に本件事故と因果関係のある損害であることは明らかである。なお,
中間指針は避難指示等対象区域に関しての指針であるが,避難指示等対象区域
外に居住していた被害者であっても避難について合理性が認められる場合に
は,避難時,一時立入時あるいは帰宅時等の交通費が類型的にみて本件事故と
因果関係のある損害であることは明らかである。また,中間指針では指摘され
15 ていないが,本件事故に起因して(既往症の悪化も含めて)健康状態が悪化し
た場合,その治療のための交通費もまた,類型的にみて本件事故と因果関係の
ある損害であることは明らかである。

そして,被害者の立証負担軽減のために交通費について平均的な費用を推計
してそれを賠償することが合理的なことは中間指針が指摘するとおりである。
20 そして,「標準交通費」は,被告東京電力自身が自ら調査・推計して合理的であ
ると判断して賠償することを約した金額なのであるから,最低限の損害評価と
して損害額の推定に用いることが訴訟上も適切であることは明らかである。

4 まとめ

以上のとおりであり,損害項目を類型化し,平均値等を用いて損害額を推定して

定額の賠償をすることは、我が国の裁判実務でも広く用いられる手法である。

そして、中間指針等を賠償基準として具体化する際、類型的に本件事故と因果関係があると考えられる損害について、立証の負担を軽減して被害者が適切な損害の賠償を得られるよう、被告国や被告東京電力において統計等を用いて損害額を推定

5 して、定額の賠償基準を策定していることは、原告が準備書面 8 3 において述べ、
また本書面でも述べたとおりである。

したがって、被告東京電力が直接請求手続において用いている定額の賠償基準は、公平な損害賠償を実現する抽象的損害計算の観点から、最低限の賠償額を画するという意味において、訴訟においても損害額の推定に用いることが適切であると考え

10 なければならない。

なお、被告東京電力は、提訴をしない被害者に対して、後日、実際の損害額について証憑を求め、それがなければ清算するという行為に及んではない。

第 4 同種裁判例で費目間での弁済充当が認められているとの主張について

15 一審被告東京電力は、同種裁判例で費目間での弁済充当が認められていること
を指摘する（東電準備書面（1 1）第 4，4 項）。

これらの裁判では、費目間での弁済充当について、その点が必ずしも明確に論点として整理されていたわけではなく、被害者である原告らにとっては、不意打ちとなる判断であって、不当な判決である。

20 この点、新弁済の抗弁が、明確に争点として整理された事例として、新潟地方
裁判所令和 3 年 6 月 2 日判決があげられる（甲 D 共 3 3 7。以下「新潟地裁判決」
という。）。

新潟地裁判決は、次のように判示して、一審被告東京電力の新弁済の抗弁に関する主張を全面的に排除した。

1 個の加害行為による損害項目が複数にわたる事案において、被害者からの請求に対して、可能な損害項目の範囲のみ合意形成をして損害項目ごとに弁済をすることは相応にあり得るものであるところ、本件事故に関し、被告東電の公表賠償基準（前記認定事実（第 1 章）第 5 の 6）や中間指針等においても損害項目を特定して賠償基準を示しており、また、ADR 手続においても損害項目を特定した上で合意をしていることが一般的であるとみられる（甲 E 各号証等参照）。これらの賠償基準の定め方等に加え、本件事故の性質や、被告東電の賠償基準が、順次、損害項目や本件事故当時居住していた地域ごとに公表されていること、上記各合意書の記載内容等に照らせば、被告東電が原告らに支払った既払金については、直接請求のみをした原告らであるか、ADR 手続を利用した原告らであるか否かを問わず、合意した当該損害項目に限って弁済するとの合意がされていたと容易に認められる（少なくとも、財産上の損害と精神的損害という被侵害利益を異にするものについては、別個のものとして弁済をしていることは明らかであり、そうであるからこそ、被告東電においても、本件訴訟の終盤に至るまで、精神的損害以外の賠償額を主張しつつも、かかる賠償額は事情として主張する趣旨であるとし、精神的損害に対する賠償額を弁済の抗弁として主張していたものである。）のであって、他の損害項目に充当されることがあり得るとの趣旨で弁済がされたと認めることは困難である。

よって、この点に関する被告東電の主張は採用できず、財産上の損害に対する賠償と
の名目で支払われた既払金を、本件事故により生じた精神的苦痛に係る慰謝料を請求する
本件請求権に対する弁済として認めることはできない。

本件においても、未成熟な論点について証拠や事実に基づかずに判断された先行裁判例に拘泥することなく、裁判所において、新弁済の抗弁についてかかる主張の当否が正面から判断されるべきである。

第5 世帯構成員間での流用について

1 はじめに

5 被告東京電力は、その共通準備書面（29）において、世帯構成員間での弁済の相互充当が認められるべきであるとし、千葉地方裁判所平成31年3月14日判決や福岡地方裁判所令和2年6月24日判決でもこの考え方が認められているとする。

10 しかしながら、世帯構成員内において弁済の相互充当が認められないことは、原告準備書面77の38頁以下及び原告準備書面81の14頁以下で詳細に述べたとおりである。また、そこで述べたとおり新潟地方裁判所令和3年6月2日判決（甲A39号証）もこれを否定している。さらに、下記のとおり二つの仙台高等裁判所令和2年9月30日判決、高松高等裁判所令和3年9月29日判決は、いずれも世帯構成員内で相互充当を否定している。

2 二つの高等裁判所裁判例について

(1) 仙台高等裁判所令和2年9月30日判決

15 福島地裁判決（いわゆる生業事件判決）に関する控訴審判決である仙台高等裁判所令和2年9月30日判決は、本訴と同様に被告東京電力による同一世帯内において弁済の融通が認められるべきであるという主張を、次のとおり述べて排斥した。

20 ①一審被告東電が主張する自主賠償の手続は、一審被告東電が一審被告東電や被害者の便宜のために請求や賠償金受領等の窓口を世帯ごとに一本化した結果にすぎず、あくまでもそこで支払われている賠償金は個々人の被害項目を積算したものというべきである。また、②仮に世帯の構成員に共通する敬愛的利益の填補に充てられるべき費用があり、支払の性質上1世帯当たりいくらといった形で決められた慰謝料を、これを受領した者の属する世帯の他の構成員に係る本訴請求の一部弁済として充当すべきものも理論

上あり得ると考えられるとしても、一審被告東電は、具体的に一審原告の誰が受領した
どの慰謝料がどのような費目であるかについて主張してない。さらに、③自主的避難等
対象区域は、「中間指針等による賠償額」は小さいとしても、被害の程度が小さいとは必
ずしもいえず、一審被告東電が主張するような、精神的損害と世帯構成員全員に共通す
る部分がある損害（生活費増加分等）を明確にすることが困難であって賠償額の大部分
が世帯構成員全員に共通するとは考えられないし、この点を措いたとしても、前示の全
中間指針策定の経過における議論等によれば（前記第2の6）、生活費増加分など世帯構
成員全員に共通する部分がある損害についても、各自の賠償基準を決める際の考慮要素
とされた上で「中間指針等による賠償額」が定められていることからすれば、このよう
な損害は元々各自への損害に割り振られているべきものであって、世帯構成員の1人に
代表して支払われることが想定されているものではないから、一審被告東電による賠償
を世帯内部で通算の上弁済に充当されなければならない性質のものとはいえない。

(2) 高松高等裁判所令和3年9月29日判決

高松高等裁判所令和3年9月29日判決も、以下の通り述べて世帯内の他の構
成員に対する支払でもって支払に充当するべきであるとの被告東京電力の主張を排
斥している。

第1審被告東電が主張する自主賠償の手続は、第1審被告東電が第1審被告東電自身や
被害者の便宜のために、請求や賠償金受領等の窓口を世帯ごとに一本化したものにすぎ
ず、あくまでそこで支払われている賠償金は個々人の賠償金を積算したものにすぎない。

また、第1審原告らが本件訴訟において請求する損害の内容は、本件事故によって第1
審原告らが包括的生活利益としての平穏生活権を侵害されたことによって生じた精神的
苦痛に対する慰謝料であるから、第1審原告ごとに損害が発生しているのは明らかであ
って、世帯単位で損害が発生しているわけではない。そうすると、同一の世帯内である
からといって、特段の合意のない限り、他の世帯構成員に対する支払をもって、第1審

原告らが本件において請求する慰謝料の支払に充当されることはないというべきであって、本件において、上記特段の合意を認めるに足りる的確な証拠はない。

3 被告東京電力引用の東京地裁昭和45年8月31日判決は事案を異にしており参照されるものではないこと

5 被告東京電力はその共通準備書面26の57頁以下で、世帯構成員間での弁済の相互充当が認められるべきであるとし、その中で、東京地裁昭和45年8月31日判決に触れて、自らの主張を根拠付ける裁判例であるとする。しかしながら、この裁判例は事案を異にしており、本件について参照されるべきものではない。

10 この判決は、交通事故の被害者である子の人身損害について自賠責保険から支払われた金員を父が受領した事案についてのものであり、父が自賠責保険から受領した金員について、子の人身損害（慰謝料）への充当を認めている。これは、子の人身損害について支払われるという自賠責保険の性質上、親が受領した金員について子の人身損害へ充当することはある意味当然のことである。したがって、本件の参考となる判決ではない。

15 4 ADRについて

(1) 和解仲介における損害認定の実務は被告東京電力の主張とは異なること

20 被告東京電力は、その共通準備書面26において、「実際に、ADR和解案においては、世帯構成員のうち誰に生じた損害であるかを問わず、あたかも家団であるかのように、世帯単位で生じた損害を認定し」ているとする（同準備書面68頁）が、少なくとも原告代理人が関与した和解仲介手続においてそのような実務は存在しない。

ADRにおける和解仲介では、各個人についての損害を積み上げ、それについて被告東京電力が認否をする。被告東京電力の認否は訴訟の場合と同様に行われ、誰のどのような損害であるのかを考慮しないで認否をするということはない。

ADRの調査官から示される和解案も、各個人の損害額を明示して提示されている。

ADRでは、誰に生じた損害であるかを問わないとか、あたかも家団であるかのように損害を認定するという実務は存在しないのであり被告東京電力の主張は
5 事実反する。

(2) 総括基準3－4について

被告東京電力は、2012〔平成24〕年2月14日に公表された総括基準3－4を引用して、世帯内で流用することを基礎付けようとする。しかしながら、
10 総括基準3－4は、次のとおり「グループ内の個々人の損害額を合算した和解案を作成すること」を容認しているというだけのことであって、損害の認定が世帯単位でなされるということを述べている訳ではなく、実際、上記のとおり損害認定はあくまで個々人についてなされている。

4 賠償は、本来は、個人単位で行われるものであるが、実際の和解案の作成に当たっては、家族等のグループに属する複数の者（滞在者を含む。）に生じた実費等の損害
15 を合算したり、これらの者に係る中間指針追補記載の上記金額を合算したりするなど、グループ単位での計算をすることを妨げない。

グループ単位で計算された賠償金総額を、グループの代表者に対して一括して支払ったという事実があるとしても、このことは、グループ内の個々の構成員に対する賠償額の支払方法を、代表者が一括して受け取るという方法によったという
20 ことを意味するに過ぎない。

上記のとおり、被告東京電力からの支払は、世帯を構成する個々人に生じた個別の損害（支払費目、支払対象時期も特定したうえで）を填補する目的で行われているのである。したがって、このような支払方法によったとしても、決して、世帯構成員間で相互充当することが認められるものではない。

5 まとめ

以上のとおりであり，ここで述べたことのほか，原告準備書面 77 の 38 頁及び原告準備書面 81 の 14 頁以下からして，世帯内の他の者に対する弁済を相互充当することができるとする被告東京電力の主張が失当であり認められないことは明らかである。

以上